

議案第84号 岩見沢市病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

No. 1

現 行				改 正 後			
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）			
区分	基準	料金	摘要	区分	基準	料金	摘要
普通診断書	1通につき	1,000円	普通診断書	普通診断書	1通につき	2,000円	普通診断書
特別診断書	1通につき	2,000円	出生届書 死亡診断書 身体障害診断書	特別診断書	1通につき	2,000円	出生届書
特殊診断書	1通につき	3,000円	恩給診断書 厚生年金診断書 生命保険明細書 生命保険診断書 自賠責明細書 自賠責診断書	特殊診断書	1通につき	4,000円	身体障害者診断書 障害年金受給用診断書 各種公的年金診断書
	1通につき	5,000円	死体検案書		1通につき	5,000円	生命保険明細書 生命保険診断書 自賠責明細書 自賠責診断書 死体検案書
その他	1通につき	1,000円	健康診断書その他上記以外の証明書	その他	1通につき	2,000円	健康診断書その他上記以外の証明書
略				略			

議案第85号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
<p>※ 第1条関係（岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例）</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>※ 第1条関係（岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例）</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>（利用定員）</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>同号</u>において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅</p>	<p>（利用定員）</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあっては6人以上10人以下、</p>

議案第85号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No.2

現 行	改 正 後
<p>訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 略 (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下のこの項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携</p>	<p>居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 略 (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下のこの項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<ins>（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</ins></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携</p>

議案第85号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No.3

現 行	改 正 後
<p>施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(2) 次項に規定する連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>	<p>施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>
<p>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を</p>	

議案第85号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No.4

現 行	改 正 後
<p><u>勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認め る者</u></p>	<p>4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</p> <p>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</p> <p>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</p>

議案第85号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No.5

現	行	改 正 後
<u>4～9</u> 略		(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>10年</u> を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。	<u>6～11</u> 略	附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>15年</u> を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第85号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 6

現 行	改 正 後
<p>※ 第2条関係(岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な</p>	<p>※ 第2条関係(岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な</p>

議案第85号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 7

現 行	改 正	後
提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。	提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。	提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。
(2) 略	(2) 略	(2) 略
(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
<u>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u>	<u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u>	<u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u>
<u>(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u>	<u>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u>	<u>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u>
<u>(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>	<u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u>	<u>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>

議案第85号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No.8

現 行	改 正 後
<p>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</p>	<p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。</p>
	<p>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合は、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</p> <p>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>

議案第85号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No.9

現	行	改 正	後
		(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。	
		5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。	
		(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等	
		(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認められる者	
4及び5 略 (虐待等の禁止)	第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断)	6及び7 略 (虐待等の禁止)	第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断)
第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われ		第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条	

議案第85号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No.10

現 行	改 正	後				
<p>た場合であって、<u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>		<p><u>又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。) (以下この項において「健康診断等」という。)</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p>				
	<table border="1"> <tr> <td><u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始前の健康診断</u></td></tr> <tr> <td><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始前の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	
<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始前の健康診断</u>					
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>					
<p>3及び4 略 (職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した<u>保育士</u>であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p>		<p>3及び4 略 (職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した<u>保育士</u>（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、<u>保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>（以下「地</p>				

議案第85号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 1 1

現	行	改 正	後
(1)～(3) 略 3～5 略 (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。		域限定保育士」という。)) であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)～(3) 略 3～5 略 (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士 <u>（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）</u> 、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。	
2及び3 略 (職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。		2及び3 略 (職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士 <u>（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）</u> その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模	

議案第85号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No.1 2

現	行	改 正	後
2及び3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。		保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。 2及び3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士 <u>(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u> 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。	
2及び3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かなければならない。		2及び3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士 <u>(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u> その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条	

議案第85号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No.1 3

現	行	改 正 後
2及び3 略		<p>第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10</u>年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないこととすることができる。</p>	<p>附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15</u>年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないこととすることができる。</p>	

議案第86号 岩見沢市犬の登録等手数料徴収条例新旧対照表

No. 1

現 行			改 正 後		
(手数料)			(手数料)		
第2条 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）及び狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号。以下「令」という。）の規定による犬の登録等手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、金額及び徴収の時期は、次の表に定めるところによる。			第2条 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）及び狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号。以下「令」という。）の規定による犬の登録等手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、金額及び徴収の時期は、次の表に定めるところによる。		
手数料を徴収する事務	手数料		手数料を徴収する事務	手数料	
	名称	金額		名称	金額
法第4条第2項の規定による犬の登録	犬の登録手数料	1件 3,000円	登録申請のとき	犬の登録手数料	1件 3,600円
法第5条第2項の規定による狂犬病予防注射済票交付手数料の交付	狂犬病予防注射済票交付手数料	1件 550円	交付のとき	狂犬病予防注射済票交付手数料	1件 660円
令第1条の2の規定による鑑札再交付手数料の交付	鑑札再交付手数料	1件 1,600円	交付申請のとき	鑑札再交付手数料	1件 1,920円
令第3条の規定による狂犬病予防注射済票の再交付手数料の付	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件 340円	交付申請のとき	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件 400円

議案第87号 岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

No. 1

現 行	改 正	後
別表第2（第17条関係）		別表第2（第17条関係）
処理業等の許可等の区分	手数料の額	処理業等の許可等の区分
法第7条第1項の一般廃棄物収集運搬業の許可	1件につき <u>6,000円</u>	法第7条第1項の一般廃棄物収集運搬業の許可
法第7条第2項の一般廃棄物収集運搬業許可の更新		法第7条第2項の一般廃棄物収集運搬業許可の更新
法第7条第6項の一般廃棄物処分業の許可		法第7条第6項の一般廃棄物処分業の許可
法第7条第7項の一般廃棄物処分業許可の更新		法第7条第7項の一般廃棄物処分業許可の更新
法第7条の2第1項の一般廃棄物収集運搬業の変更許可		法第7条の2第1項の一般廃棄物収集運搬業の変更許可
法第7条の2第1項の一般廃棄物処分業の変更許可		法第7条の2第1項の一般廃棄物処分業の変更許可
浄化槽法第35条第1項の浄化槽清掃業の許可		浄化槽法第35条第1項の浄化槽清掃業の許可
処理業等の許可証の再交付	1件につき <u>3,000円</u>	処理業等の許可証の再交付
		1件につき <u>4,000円</u>

議案第88号 岩見沢市火葬場設置条例新旧対照表

No. 1

現 行				改 正 後																																																								
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）																																																								
淨安殿				淨安殿																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th><th colspan="2">岩見沢市民</th><th colspan="2">その他</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th>死体</th><th>死産児</th><th>死体</th><th>死産児</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">使用料</td><td>15,000円</td><td>1,500円</td><td>40,000円</td><td>1,600円</td></tr> </tbody> </table>				種別		岩見沢市民		その他				死体	死産児	死体	死産児	使用料		15,000円	1,500円	40,000円	1,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th><th colspan="2">岩見沢市民</th><th colspan="2">その他</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th colspan="2">火葬炉</th><th colspan="2">20,000円／回</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">焼却炉</td><td>死産児</td><td></td><td>53,000円／回</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>肢体</td><td></td><td>2,000円／回</td><td>5,300円／回</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>胞衣又は産わい物</td><td></td><td>1,000円／件</td><td>2,600円／件</td></tr> <tr> <td colspan="2">動物炉</td><td>小動物（ペット）</td><td></td><td>13,000円／回</td><td></td></tr> </tbody> </table>			種別		岩見沢市民		その他				火葬炉		20,000円／回		焼却炉		死産児		53,000円／回				肢体		2,000円／回	5,300円／回			胞衣又は産わい物		1,000円／件	2,600円／件	動物炉		小動物（ペット）		13,000円／回	
種別		岩見沢市民		その他																																																								
		死体	死産児	死体	死産児																																																							
使用料		15,000円	1,500円	40,000円	1,600円																																																							
種別		岩見沢市民		その他																																																								
		火葬炉		20,000円／回																																																								
焼却炉		死産児		53,000円／回																																																								
		肢体		2,000円／回	5,300円／回																																																							
		胞衣又は産わい物		1,000円／件	2,600円／件																																																							
動物炉		小動物（ペット）		13,000円／回																																																								
胞衣又は産わい汚物 1個 800円				備考 胞衣又は産わい物に適用される岩見沢市民とは、市内に所在する事業所とする。																																																								
肢体 1個 800円																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th><th colspan="2">使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">動物炉</td><td colspan="2">小動物（ペット）</td><td colspan="3">10,000円</td></tr> </tbody> </table>		種別					使用料		動物炉		小動物（ペット）		10,000円																																															
種別		使用料																																																										
動物炉		小動物（ペット）		10,000円																																																								

議案第89号 岩見沢市緑が丘霊園条例等新旧対照表

No.1

現 行	改 正	後
<p>※ 第1条関係（岩見沢市緑が丘霊園条例）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この条例で次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 墓地とは、靈葬場所及び埋葬場所において焼骨及び死体を埋蔵する施設をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>（使用者の制限）</p> <p>第7条 灵葬場所、埋葬場所、納骨塚及び納骨堂には、第4条の規定により許可を受けた者（以下「使用権者」という。）の親族でない者を埋蔵及び収蔵することはできない。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。</p> <p>（使用場所の制限）</p> <p>第13条 灵葬場所及び埋葬場所の使用は、使用権者1人につき1区画とする。ただし、市長が墳墓の施工上やむを得ないと認めた場合には、2区画まで使用を許可することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 納骨堂の使用は、使用権者1人につき1壇とする。</p> <p>（使用料）</p> <p>第14条 霊園を使用する者は、次の各号により使用料を納付しなければなら</p>	<p>※ 第1条関係（岩見沢市緑が丘霊園条例）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この条例で次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 墓地とは、靈葬場所において焼骨を埋蔵する施設をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>（使用者の制限）</p> <p>第7条 灵葬場所及び納骨塚には、第4条の規定により許可を受けた者（以下「使用権者」という。）の親族でない者を埋蔵することはできない。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。</p> <p>（使用場所の制限）</p> <p>第13条 灵葬場所の使用は、使用権者1人につき1区画とする。ただし、市長が墳墓の施工上やむを得ないと認めた場合には、2区画まで使用を許可することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（使用料）</p> <p>第14条 霊園を使用する者は、次の各号により使用料を納付しなければなら</p>	

議案第89号 岩見沢市緑が丘霊園条例等新旧対照表

No.2

現	行	改	正	後
ない。	(1) 霊葬場所及び埋葬場所の使用料は、別表第1のとおりとする。 (2) 及び(3) 略	ない。	(1) 霊葬場所の使用料は、別表第1のとおりとする。 (2) 及び(3) 略	
2 略 (管理料)	第16条 霊葬場所及び埋葬場所の使用権者は、清掃その他霊園の維持管理に要する経費として別表第2に定める管理料を納付しなければならない。	2 略 (管理料)	第16条 霊葬場所の使用権者は、清掃その他霊園の維持管理に要する経費として別表第2に定める管理料を納付しなければならない。	
2 略 (使用料及び管理料の還付)	第17条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、靈葬場所及び埋葬場所の使用権者が許可を受けた後2年以内にその場所の全部を返還したときは、既納の使用料の半額を還付する。	2 略 (使用料及び管理料の還付)	第17条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める割合の使用料を還付することができる。 (1) 使用権者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき 10割 (2) 霊葬場所の使用権者が許可を受けた後2年以内にその場所の全部を返還したとき 5割	
(許可証の交付及び再交付手数料)	第18条 霊葬場所、埋葬場所、納骨塚及び納骨堂の使用権者には許可証を交付する。	(許可証の交付及び再交付手数料)	第18条 霊葬場所及び納骨塚の使用権者には許可証を交付する。	
2 霊葬場所及び埋葬場所の承継使用者は、使用許可証の書替えを受けなければならない。	2 霊葬場所の使用権者及び承継使用者は、使用許可証の記載事項に変更があった場合は、使用許可証の書替えを受けなければならない。			

議案第89号 岩見沢市緑が丘霊園条例等新旧対照表

No.3

現 行	改 正 後																										
3 使用許可証を書き替えるときは、1件につき <u>100</u> 円の手数料を徴収する。	3 使用許可証を書き替えるときは、1件につき <u>150</u> 円の手数料を徴収する。																										
別表第2（第16条関係）	別表第2（第16条関係）																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>面積</th><th>管理料 (1区画当たり)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成24年度以前に造成した区画</td><td>4平方メートル</td><td><u>46,200</u>円</td></tr> <tr> <td>6平方メートル</td><td><u>69,300</u>円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">平成25年度以後に造成した区画</td><td>4平方メートル</td><td><u>58,600</u>円</td></tr> <tr> <td>6平方メートル</td><td><u>87,900</u>円</td></tr> </tbody> </table>	区分	面積	管理料 (1区画当たり)	平成24年度以前に造成した区画	4平方メートル	<u>46,200</u> 円	6平方メートル	<u>69,300</u> 円	平成25年度以後に造成した区画	4平方メートル	<u>58,600</u> 円	6平方メートル	<u>87,900</u> 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>面積</th><th>管理料 (1区画当たり)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成24年度以前に造成した区画</td><td>4平方メートル</td><td><u>55,400</u>円</td></tr> <tr> <td>6平方メートル</td><td><u>83,100</u>円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">平成25年度以後に造成した区画</td><td>4平方メートル</td><td><u>70,300</u>円</td></tr> <tr> <td>6平方メートル</td><td><u>105,400</u>円</td></tr> </tbody> </table>	区分	面積	管理料 (1区画当たり)	平成24年度以前に造成した区画	4平方メートル	<u>55,400</u> 円	6平方メートル	<u>83,100</u> 円	平成25年度以後に造成した区画	4平方メートル	<u>70,300</u> 円	6平方メートル	<u>105,400</u> 円
区分	面積	管理料 (1区画当たり)																									
平成24年度以前に造成した区画	4平方メートル	<u>46,200</u> 円																									
	6平方メートル	<u>69,300</u> 円																									
平成25年度以後に造成した区画	4平方メートル	<u>58,600</u> 円																									
	6平方メートル	<u>87,900</u> 円																									
区分	面積	管理料 (1区画当たり)																									
平成24年度以前に造成した区画	4平方メートル	<u>55,400</u> 円																									
	6平方メートル	<u>83,100</u> 円																									
平成25年度以後に造成した区画	4平方メートル	<u>70,300</u> 円																									
	6平方メートル	<u>105,400</u> 円																									

議案第89号 岩見沢市緑が丘霊園条例等新旧対照表

No.4

現 行	改 正 後
<p>※ 第2条関係（岩見沢市緑が丘霊園条例の一部を改正する条例）</p> <p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 前項の適用を受ける者が納付すべき管理料は、毎年度使用面積1平方メートルにつき<u>231円</u>とする。</p> <p>7 略</p>	<p>※ 第2条関係（岩見沢市緑が丘霊園条例の一部を改正する条例）</p> <p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 前項の適用を受ける者が納付すべき管理料は、毎年度使用面積1平方メートルにつき<u>277円</u>とする。</p> <p>7 略</p>

議案第90号 岩見沢市墓地使用条例新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
第5条 略	<p>第5条 略</p> <p><u>(許可証の交付及び再交付手数料)</u></p> <p><u>第5条の2 墓地の使用者には使用許可証を交付する。</u></p> <p><u>2 使用者及び承継使用者は、使用許可証の記載事項に変更があった場合は、 使用許可証の書替えを受けなければならない。</u></p> <p><u>3 使用許可証を書き替えるときは、1件につき150円の手数料を徴収する。</u></p>
第6条 略	第6条 略

議案第91号 岩見沢市コミュニティセンター条例新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後														
<p>※ 第1条関係（岩見沢市コミュニティセンター条例）</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>幌向総合コミュニティセンター</td><td>岩見沢市幌向南1条1丁目70番地5</td></tr> </tbody> </table> <p>（開館時間等）</p> <p>第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、 <u>市長が必要と認めるときは、変更することができる。</u></p> <p>2 センターに定まった休館日は設けないものとする。ただし、市長が必要 と認めるときは、臨時に休館することができる。</p> <p>（指定管理者）</p> <p>第14条 市長は、センターの管理運営を岩見沢市公の施設に係る指定管理者 の指定手続等に関する条例（平成17年条例第8号）第5条第1項の規定に</p>	名称	位置	略		幌向総合コミュニティセンター	岩見沢市幌向南1条1丁目70番地5	<p>※ 第1条関係（岩見沢市コミュニティセンター条例）</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>幌向総合コミュニティセンター</td><td>岩見沢市幌向南1条1丁目70番地5</td></tr> <tr> <td>上幌向地区多目的研修会館</td><td>岩見沢市上幌向北1条4丁目754番 地3</td></tr> </tbody> </table> <p>（開館時間等）</p> <p>第3条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>第14条第1項の規定により市の指定を受けた団体（以下「指定管理者」という。）</u> <u>が必要と認めるときは、開館時間の延長若しくは短縮又は休館日以外の休館</u> <u>若しくは休館日における開館をすることができる。</u></p> <p>(1) 開館時間 午前9時から午後9時まで</p> <p>(2) 休館日 12月29日から翌年1月3日までの日</p> <p>（指定管理者）</p> <p>第14条 市長は、センターの管理運営を岩見沢市公の施設に係る指定管理者 の指定手続等に関する条例（平成17年条例第8号）第5条第1項の規定に</p>	名称	位置	略		幌向総合コミュニティセンター	岩見沢市幌向南1条1丁目70番地5	上幌向地区多目的研修会館	岩見沢市上幌向北1条4丁目754番 地3
名称	位置														
略															
幌向総合コミュニティセンター	岩見沢市幌向南1条1丁目70番地5														
名称	位置														
略															
幌向総合コミュニティセンター	岩見沢市幌向南1条1丁目70番地5														
上幌向地区多目的研修会館	岩見沢市上幌向北1条4丁目754番 地3														

議案第91号 岩見沢市コミュニティセンター条例新旧対照表

No.2

現 行		改 正 後	
より指定を受けた団体(以下「指定管理者」という。)に行わせることができ る。		より指定を受けた団体に行わせることができる。	
2 略		2 略	
別表(第6条、第16条関係)		別表(第6条、第16条関係)	
種別	単位	使用料	
研修室(和室)	1時間	300円	
集会室(洋室)	1時間	1,030円	
交流室(洋室)	1時間	300円	
調理実習室(ちゅう房)	1時間	730円	
多目的ホール	1時間	1,030円	
ステージ	1時間	510円	
アリーナ(全面)	1時間	830円	
アリーナ(片面)	1時間	510円	
格技室	1時間	510円	
全館等	2日	52,370円	
備考		備考	
1 略		1 略	

議案第91号 岩見沢市コミュニティセンター条例新旧対照表

No.3

現 行	改 正 後
2 各室の使用料については、冬期間の暖房に係る割増料金を徴収するこ とができる。	2 <u>10月1日から翌年4月30日までの間は、当該使用料に冬期加算料(当 該基本料金の8割に相当する額)を加えた額を使用料とする。</u>
3 略	3 略

議案第91号 岩見沢市コミュニティセンター条例新旧対照表

No.4

現 行			改 正 後		
※ 第2条関係（岩見沢市コミュニティセンター条例）			※ 第2条関係（岩見沢市コミュニティセンター条例）		
別表（第6条、第16条関係）			別表（第6条、第16条関係）		
種別	単位	使用料	種別	単位	使用料
略			略		
アリーナ（全面）	1時間	1,600円	アリーナ（全面）	1時間	2,400円
アリーナ（片面）	1時間	1,000円	アリーナ（片面）	1時間	1,200円
格技室	1時間	1,000円	格技室	1時間	1,200円
略			略		
備考 略			備考 略		

議案第92号 岩見沢市栗沢市民センター条例新旧対照表

No. 1

現 行				改 正 後			
別表（第5条、第7条、第19条関係）				別表（第5条、第7条、第19条関係）			
室区分	使用料及び時間区分			室区分	使用料及び時間区分		
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間
午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時		午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時	
会議室1	1,320円	1,320円	1,320円	会議室1	1,980円	1,980円	1,980円
会議室2	2,000円	2,000円	2,000円	会議室2	3,000円	3,000円	3,000円
市民活動室1	1,000円	1,000円	1,000円	市民活動室1	1,500円	1,500円	1,500円
市民活動室2	1,000円	1,000円	1,000円	市民活動室2	1,500円	1,500円	1,500円
市民活動室3	1,120円	1,120円	1,120円	市民活動室3	1,680円	1,680円	1,680円
和室1	800円	800円	800円	和室1	1,200円	1,200円	1,200円
和室2	760円	760円	760円	和室2	1,140円	1,140円	1,140円
調理室	1,320円	1,320円	1,320円	調理室	1,980円	1,980円	1,980円
大ホール	4,400円	4,400円	4,400円	大ホール	6,600円	6,600円	6,600円
全室	13,720円	13,720円	13,720円	全室	20,580円	20,580円	20,580円
備考 略				備考 略			

議案第93号 岩見沢市美流渡コミュニティセンター条例新旧対照表

No. 1

現 行					改 正 後								
別表（第6条、第16条関係）					別表（第6条、第16条関係）								
室区分	使用料（1回につき）				暖房料	備考	室区分	使用料（1回につき）				暖房料	備考
	午前	午後	夜間	深夜				午前	午後	夜間	深夜		
老人・婦人室1	200円	200円	300円	510円	使用料の 3割		老人・婦人室1	300円	300円	450円	760円	使用料の 3割	
老人・婦人室2	200円	200円	300円	510円	"		老人・婦人室2	300円	300円	450円	760円	"	
老人・婦人室3	200円	200円	300円	510円	"		老人・婦人室3	300円	300円	450円	760円	"	
会議室1	200円	200円	300円	510円	"		会議室1	300円	300円	450円	760円	"	
会議室2	410円	410円	620円	1,150円	"		会議室2	610円	610円	930円	1,720円	"	
会議室3	200円	200円	300円	510円	"		会議室3	300円	300円	450円	760円	"	
調理室	200円	200円	300円	510円	"		調理室	300円	300円	450円	760円	"	
大広間	1,250円	1,250円	1,460円	2,930円	"	ステージ を含む。	大広間	1,870円	1,870円	2,190円	4,390円	"	ステージ を含む。
集会室	510円	510円	830円	1,560円	"		集会室	760円	760円	1,240円	2,340円	"	
和室1号	200円	200円	300円	510円	"		和室1号	300円	300円	450円	760円	"	
和室2号	200円	200円	300円	510円	"		和室2号	300円	300円	450円	760円	"	
全室	3,770円	3,770円	5,310円	9,720円	"		全室	5,640円	5,640円	7,960円	14,530円	"	
	円	円	円	円				円	円	円	円		
備考										備考			

議案第93号 岩見沢市美流渡コミュニティセンター条例新旧対照表

No. 2

現	行	改	正	後
<p>1及び2 略</p> <p><u>3 臨時電灯又は電力の使用料金等、通常の使用以外に特に要した費用は、実費を徴収する。</u></p> <p><u>4 入場料を徴収する場合及び営利を目的とする催物又はこれに類するもの並びに冠婚葬祭の使用については、上記金額の10割の額を加算する。</u></p>		<p>1及び2 略</p> <p><u>3 別表及び前項の規定により算出して得た額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。</u></p> <p><u>4 臨時電灯又は電力の使用料金等、通常の使用以外に特に要した費用は、実費を徴収する。</u></p> <p><u>5 入場料を徴収する場合及び営利を目的とする催物又はこれに類するもの並びに冠婚葬祭の使用については、上記金額の10割の額を加算する。</u></p>		

議案第94号 岩見沢市地区集会所条例新旧対照表

No. 1

現 行		改 正 後	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
略		略	
万字地区集会所	岩見沢市栗沢町万字英町1番地2	万字地区集会所	岩見沢市栗沢町万字英町1番地2
宮村地区集会所	岩見沢市栗沢町宮村566番地	最上北栄地区集会所	岩見沢市栗沢町最上2番地45
弥生ヶ丘地区集会所	岩見沢市栗沢町最上298番地17	略	
最上北栄地区集会所	岩見沢市栗沢町最上2番地45		
略		略	
別表第2 (第6条、第16条関係)		別表第2 (第6条、第16条関係)	
室別	単位	使用料	
和室	1時間	300円	500円
洋室	1時間	410円	600円
講堂等	1時間	730円	1,100円
調理室、台所及び生活実習室	1時間	200円	300円
体育館(全面)	1時間	830円	1,200円
体育館(片面)	1時間	620円	900円
全館等	1日	26,180円	39,200円

議案第94号 岩見沢市地区集会所条例新旧対照表

No.2

現	行	改	正	後
備考				備考
1及び2 略				1及び2 略
<u>3 調理室、台所及び生活実習室のガス使用料については、実費を徴収することができる。</u>				<u>3 別表第2及び前2項の規定により算出して得た額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額を使用料とする。</u>
<u>4 講堂等は、上幌地区集会所及び茂世丑地区集会所の講堂、万字地区集会所の大広間、由良地区集会所の大ホール、必成地区集会所の大会議室、豊正地区自治会館の会議室、豊里地区自治会館の会議室1、中央地区自治会館の会議室1及び会議室2を併せて使用する場合、美唄達布地区自治会館の会議室1及び会議室2を併せて使用する場合、幌達布地区自治会館の大会議室、砂浜地区自治会館の集会場、又は東地区自治会館の大会議室及び小会議室を併せて使用する場合をいう。</u>				<u>5 講堂等は、上幌地区集会所及び茂世丑地区集会所の講堂、万字地区集会所の大広間、由良地区集会所の大ホール、必成地区集会所の大会議室、豊正地区自治会館のホール、豊里地区自治会館の会議室1、中央地区自治会館の会議室1及び会議室2を併せて使用する場合、美唄達布地区自治会館の会議室1及び会議室2を併せて使用する場合、幌達布地区自治会館の大会議室、砂浜地区自治会館の集会場、又は東地区自治会館の大会議室及び小会議室を併せて使用する場合をいう。</u>

議案第95号 岩見沢市コミュニティプラザ条例新旧対照表

No. 1

議案第95号 岩見沢市コミュニティプラザ条例新旧対照表

No.2

現 行	改 正 後
10号)の規定を適用する。	10号)の規定を適用する。

議案第96号 岩見沢市有明交流プラザ条例新旧対照表

No. 1

現 行			改 正 後		
別表（第5条、第7条、第19条関係）			別表（第5条、第7条、第19条関係）		
使用料			使用料		
区分	1日につき	半日につき	区分	1日につき	半日につき
センターホール	<u>2, 810円</u>	<u>1, 400円</u>	センターホール	<u>5, 600円</u>	<u>2, 800円</u>
市民ギャラリーA	<u>2, 300円</u>	<u>1, 150円</u>	市民ギャラリーA	<u>4, 600円</u>	<u>2, 300円</u>
市民ギャラリーB	<u>1, 460円</u>	<u>730円</u>	市民ギャラリーB	<u>2, 920円</u>	<u>1, 460円</u>
備考 略			備考 略		

議案第97号 岩見沢市あそびの広場条例新旧対照表

No. 1

現 行		改 正 後		
別表（第8条、第20条関係）		別表（第8条、第20条関係）		
区分	使用料	区分		使用料
		市民	市民以外	
個人使用の場合	100円			<u>300円</u>
団体使用の場合 (1人当たり)	90円			<u>270円</u>

備考 略

備考 略

議案第98号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.1

現	行	改	正	後
(手数料の減免)		(手数料の減免)		
第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料の全部又は一部を免除することができる。		第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料の全部又は一部を免除することができる。		
(1)～(3) 略		(1)～(3) 略		
		2 <u>前項の規定は、地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と電気通信回路で接続された通信端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより交付する機能を有するもの（以下「多機能端末機」という。）による申請には、適用しない。</u>		
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		
番号	手数料を徴収する事項	手数料の金額		
戸籍、住民基本台帳関係等手数料			戸籍、住民基本台帳関係等手数料	
略			略	
2	住民基本台帳関係手数料		2	住民基本台帳関係手数料
(1) 住民票（広域交付の場合を含む。）及び除票の写しの交付	1件につき 300円		(1) 住民票（広域交付の場合を含む。）及び除票の写しの交付	1件につき 400円 (多機能端末機による 交付の場合にあって は、300円)
(2) 戸籍の附票及び除籍の附票の写しの交付	1件につき 300円		(2) 戸籍の附票及び除籍の附票の写しの交付	1件につき 400円
(3) 住民基本台帳記載事項証明書の交付	1件につき 300円		(3) 住民基本台帳記載事項証明書の交付	1件につき 400円
(4) 住民基本台帳の閲覧	1件につき 300円		(4) 住民基本台帳の閲覧	1件につき 400円

議案第98号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.2

現 行		改 正 後			
3	印鑑登録関係手数料	3	印鑑登録関係手数料		
(1) 印鑑登録証明書の交付	1件につき <u>400円</u>	(1) 印鑑登録証明書の交付	1件につき <u>500円</u> (多機能端末機による 交付の場合にあって は、400円)		
(2) 印鑑登録証の再交付	1件につき <u>300円</u>	(2) 印鑑登録証の再交付	1件につき <u>400円</u>		
略		略			
証明手数料		証明手数料			
1	公課に関する証明	1	公課に関する証明		
(1) 課税証明（年度別、税目別）	1件につき <u>300円</u>	(1) 課税証明（年度別、税目別）	1件につき <u>400円</u>		
(2) 納税証明（年度別、税目別）	1件につき <u>300円</u> ただし、軽自動車税 を除く。	(2) 納税証明（年度別、税目別）	1件につき <u>400円</u> ただし、軽自動車税 を除く。		
略		略			
4	土地建物の評価に関する証明（年度別。建物は1棟 をもって1筆とみなす。）	1筆につき <u>300円</u>	4	土地建物の評価に関する証明（年度別。建物は1棟 をもって1筆とみなす。）	1筆につき <u>400円</u>
5	所得に関する証明（年度別）	1件につき <u>300円</u>	5	所得に関する証明（年度別）	1件につき <u>400円</u>
略		略			
7	その他の証明	1件につき <u>300円</u>	7	その他の証明	1件につき <u>400円</u>
略		略			
農業委員会所掌事務についての手数料		農業委員会所掌事務についての手数料			

議案第98号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.3

現 行		改 正 後	
1 証明書交付手数料	1 証明につき 300円	1 証明書交付手数料	1 証明につき 400円
2 現地目証明手数料		2 現地目証明手数料	
(1) 現地調査を要するもの	1 件につき 2,400円	(1) 現地調査を要するもの	1 件につき 3,000円
(2) 現地調査を要しないもの	1 件につき 1,000円	(2) 現地調査を要しないもの	1 件につき 1,200円
3 嘱託登記手数料		3 嘱託登記手数料	
(1) 保存・移転登記手数料	1 件につき 3,300円 1 筆増すごとに 330円加算	(1) 保存・移転登記手数料	1 件につき 4,000円 1 筆増すごとに 400円加算
(2) 表示・地目変更登記手数料 (相続・分割・合筆等を除く。)	1 件につき 1,650円 1 筆増すごとに 330円加算	(2) 表示・地目変更登記手数料 (相続・分割・合筆等を除く。)	1 件につき 2,000円 1 筆増すごとに 400円加算
閲覧手数料		閲覧手数料	
略		略	
2 その他の閲覧	1 閲覧物件につき 300円	2 その他の閲覧	1 閲覧物件につき 400円
一類感染症等患家消毒の手数料			

議案第98号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.4

現 行			改 正 後		
1	(1) 延床面積 82.5平方メートル以内	200円			
	(2) 延床面積 165平方メートル以内	300円			
	(3) 延床面積 330平方メートル以内	500円			
	延床面積330平方メートルを超える66平方メートルごとに100円 を加算する。				
鳥獣飼養登録関係手数料			鳥獣飼養登録関係手数料		
1	(1) 鳥獣飼養登録手数料	1件につき 3,400円	1	(1) 鳥獣飼養登録手数料	1件につき 4,000円
	(2) 鳥獣飼養登録更新手数料	1件につき 3,400円		(2) 鳥獣飼養登録更新手数料	1件につき 4,000円
	(3) 鳥獣飼養登録票再交付手数料	1件につき 3,400円		(3) 鳥獣飼養登録票再交付手数料	1件につき 4,000円
略			略		

議案第99号 岩見沢市多目的研修集会施設等条例新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後																								
(名称及び位置) 第2条 研修集会施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 研修集会施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>岩峰地区農地流動化センター</td><td>岩見沢市峰延町330番地3</td></tr> <tr> <td>上幌向地区多目的研修会館</td><td>岩見沢市上幌向北1条4丁目754番地3</td></tr> <tr> <td>幌向川右岸地区多目的研修会館</td><td>岩見沢市金子町170番地2</td></tr> <tr> <td>大願地区多目的研修会館</td><td>岩見沢市大願町368番地2</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		岩峰地区農地流動化センター	岩見沢市峰延町330番地3	上幌向地区多目的研修会館	岩見沢市上幌向北1条4丁目754番地3	幌向川右岸地区多目的研修会館	岩見沢市金子町170番地2	大願地区多目的研修会館	岩見沢市大願町368番地2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>岩峰地区農地流動化センター</td><td>岩見沢市峰延町330番地3</td></tr> <tr> <td>幌向川右岸地区多目的研修会館</td><td>岩見沢市金子町170番地2</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		岩峰地区農地流動化センター	岩見沢市峰延町330番地3	幌向川右岸地区多目的研修会館	岩見沢市金子町170番地2				
名称	位置																								
略																									
岩峰地区農地流動化センター	岩見沢市峰延町330番地3																								
上幌向地区多目的研修会館	岩見沢市上幌向北1条4丁目754番地3																								
幌向川右岸地区多目的研修会館	岩見沢市金子町170番地2																								
大願地区多目的研修会館	岩見沢市大願町368番地2																								
名称	位置																								
略																									
岩峰地区農地流動化センター	岩見沢市峰延町330番地3																								
幌向川右岸地区多目的研修会館	岩見沢市金子町170番地2																								
2 略	2 略																								
別表第1 (第3条関係)	別表第1 (第3条関係)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>事業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>1 地域農業の振興と福祉の増進のための使用に供すること。 2 都市と農村の交流促進のための使用に供すること。</td></tr> <tr> <td>岩峰地区農地流動化センター</td><td></td></tr> <tr> <td>上幌向地区多目的研修会館</td><td></td></tr> <tr> <td>幌向川右岸地区多目的研修会館</td><td></td></tr> <tr> <td>大願地区多目的研修会館</td><td></td></tr> <tr> <td>毛陽交流センター</td><td>1 地域農業の振興と福祉の増進のための使用に供すること。 2 都市と農村の交流促進のための使用に供すること。 3 毛陽地区の特産品の販売に関する</td></tr> </tbody> </table>	名称	事業	略	1 地域農業の振興と福祉の増進のための使用に供すること。 2 都市と農村の交流促進のための使用に供すること。	岩峰地区農地流動化センター		上幌向地区多目的研修会館		幌向川右岸地区多目的研修会館		大願地区多目的研修会館		毛陽交流センター	1 地域農業の振興と福祉の増進のための使用に供すること。 2 都市と農村の交流促進のための使用に供すること。 3 毛陽地区の特産品の販売に関する	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>事業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>1 地域農業の振興と福祉の増進のための使用に供すること。 2 都市と農村の交流促進のための使用に供すること。</td></tr> <tr> <td>岩峰地区農地流動化センター</td><td></td></tr> <tr> <td>幌向川右岸地区多目的研修会館</td><td></td></tr> <tr> <td>毛陽交流センター</td><td>1 地域農業の振興と福祉の増進のための使用に供すること。 2 都市と農村の交流促進のための使用に供すること。 3 毛陽地区の特産品の販売に関する</td></tr> </tbody> </table>	名称	事業	略	1 地域農業の振興と福祉の増進のための使用に供すること。 2 都市と農村の交流促進のための使用に供すること。	岩峰地区農地流動化センター		幌向川右岸地区多目的研修会館		毛陽交流センター	1 地域農業の振興と福祉の増進のための使用に供すること。 2 都市と農村の交流促進のための使用に供すること。 3 毛陽地区の特産品の販売に関する
名称	事業																								
略	1 地域農業の振興と福祉の増進のための使用に供すること。 2 都市と農村の交流促進のための使用に供すること。																								
岩峰地区農地流動化センター																									
上幌向地区多目的研修会館																									
幌向川右岸地区多目的研修会館																									
大願地区多目的研修会館																									
毛陽交流センター	1 地域農業の振興と福祉の増進のための使用に供すること。 2 都市と農村の交流促進のための使用に供すること。 3 毛陽地区の特産品の販売に関する																								
名称	事業																								
略	1 地域農業の振興と福祉の増進のための使用に供すること。 2 都市と農村の交流促進のための使用に供すること。																								
岩峰地区農地流動化センター																									
幌向川右岸地区多目的研修会館																									
毛陽交流センター	1 地域農業の振興と福祉の増進のための使用に供すること。 2 都市と農村の交流促進のための使用に供すること。 3 毛陽地区の特産品の販売に関する																								

議案第99号 岩見沢市多目的研修集会施設等条例新旧対照表

No.2

現 行			改 正 後				
こと。			こと。				
略			略				
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）				
名称	開館時間	休館日	名称	開館時間	休館日		
略			略				
岩峰地区農地流動化センター	午前9時から 午後5時まで	休日条例第1条第1項 第3号に掲げる日	岩峰地区農地流動化センター	午前9時から 午後5時まで	休日条例第1条第1項 第3号に掲げる日		
上幌向地区多目的研修会館	午前9時から 午後5時まで	休日条例第1条第1項 第3号に掲げる日	幌向川右岸地区多目的研修会館	午前9時から 午後5時まで	休日条例第1条第1項 第3号に掲げる日		
幌向川右岸地区多目的研修会館	午前9時から 午後5時まで	休日条例第1条第1項 第3号に掲げる日	毛陽交流センター	午前9時から 午後5時まで	休日条例第1条第1項 第3号に掲げる日		
大願地区多目的研修会館	午前9時から 午後5時まで	休日条例第1条第1項 第3号に掲げる日	毛陽交流センター	午前9時から 午後5時まで	休日条例第1条第1項 第3号に掲げる日		
毛陽交流センター	午前9時から 午後5時まで	休日条例第1条第1項 第3号に掲げる日	略				
略			別表第3（第7条、第18条関係）				
別表第3（第7条、第18条関係）			別表第3（第7条、第18条関係）				
鉄北地区多目的研修会館			鉄北地区多目的研修会館				
区分		単位	使用料				
区分	単位		通常	冬期			
			2, 080円	2, 500円			
研修室	4時間以内		3, 120円	3, 750円			

議案第99号 岩見沢市多目的研修集会施設等条例新旧対照表

No.3

現 行				改 正 後			
	超過料金（1時間）	510円	620円		超過料金（1時間）	760円	930円
和室	4時間以内	1,030円	1,250円	和室	4時間以内	1,540円	1,870円
	超過料金（1時間）	250円	300円		超過料金（1時間）	370円	450円
洋室	4時間以内	1,030円	1,250円	洋室	4時間以内	1,540円	1,870円
	超過料金（1時間）	250円	300円		超過料金（1時間）	370円	450円
多目的ホール	4時間以内	3,130円	3,760円	多目的ホール	4時間以内	4,690円	5,640円
	超過料金（1時間）	780円	930円		超過料金（1時間）	1,170円	1,390円
農産物加工実習室	4時間以内	2,080円	2,500円	農産物加工実習室	4時間以内	3,120円	3,750円
	超過料金（1時間）	510円	620円		超過料金（1時間）	760円	930円

備考 略

岩峰地区農地流動化センター

区分	単位	使用料	
		通常	冬期
会議室	4時間以内	1,030円	1,250円
	超過料金（1時間）	250円	300円
研修室	4時間以内	1,030円	1,250円
	超過料金（1時間）	250円	300円
多目的ホール	4時間以内	3,130円	3,760円
	超過料金（1時間）	780円	930円
ちゅう房	4時間以内	620円	830円
	超過料金（1時間）	150円	200円

区分	単位	使用料	
		通常	冬期
会議室	4時間以内	1,540円	1,870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
研修室	4時間以内	1,540円	1,870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
多目的ホール	4時間以内	4,690円	5,640円
	超過料金（1時間）	1,170円	1,390円
ちゅう房	4時間以内	930円	1,240円
	超過料金（1時間）	220円	300円

議案第99号 岩見沢市多目的研修集会施設等条例新旧対照表

No.4

現 行				改 正 後									
備考 略				備考 略									
<u>上幌向地区多目的研修会館</u>													
区分		単位		使用料									
				通常		冬期							
<u>研修室1</u>		<u>4時間以内</u>		<u>1, 030円</u>		<u>1, 250円</u>							
		<u>超過料金（1時間）</u>		<u>250円</u>		<u>300円</u>							
<u>研修室2</u>		<u>4時間以内</u>		<u>1, 030円</u>		<u>1, 250円</u>							
		<u>超過料金（1時間）</u>		<u>250円</u>		<u>300円</u>							
<u>多目的ホール</u>		<u>4時間以内</u>		<u>3, 130円</u>		<u>3, 760円</u>							
		<u>超過料金（1時間）</u>		<u>780円</u>		<u>930円</u>							
<u>ちゅう房</u>		<u>4時間以内</u>		<u>620円</u>		<u>830円</u>							
		<u>超過料金（1時間）</u>		<u>150円</u>		<u>200円</u>							
<u>備考 冬期料金は、11月1日から翌年4月末日までとする。</u>													
<u>幌向川右岸地区多目的研修会館</u>													
区分		単位		使用料									
				通常		冬期							
<u>研修室1</u>		<u>4時間以内</u>		<u>1, 030円</u>		<u>1, 250円</u>							
		<u>超過料金（1時間）</u>		<u>250円</u>		<u>300円</u>							
<u>研修室2</u>		<u>4時間以内</u>		<u>1, 030円</u>		<u>1, 250円</u>							
		<u>超過料金（1時間）</u>		<u>250円</u>		<u>300円</u>							
<u>多目的ホール</u>		<u>4時間以内</u>		<u>3, 130円</u>		<u>3, 760円</u>							
				区分		単位							
						使用料							
				通常		冬期							
<u>研修室1</u>		<u>4時間以内</u>		<u>1, 540円</u>		<u>1, 870円</u>							
		<u>超過料金（1時間）</u>		<u>370円</u>		<u>450円</u>							
<u>研修室2</u>		<u>4時間以内</u>		<u>1, 540円</u>		<u>1, 870円</u>							
		<u>超過料金（1時間）</u>		<u>370円</u>		<u>450円</u>							
<u>多目的ホール</u>		<u>4時間以内</u>		<u>4, 690円</u>		<u>5, 640円</u>							

議案第99号 岩見沢市多目的研修集会施設等条例新旧対照表

No.5

現 行				改 正 後			
	超過料金（1時間）	780円	930円		超過料金（1時間）	1,170円	1,390円
ちゅう房	4時間以内	620円	830円	ちゅう房	4時間以内	930円	1,240円
	超過料金（1時間）	150円	200円		超過料金（1時間）	220円	300円

備考 略

大願地区多目的研修会館

区分	単位	使用料	
		通常	冬期
研修室1	4時間以内	1,030円	1,250円
	超過料金（1時間）	250円	300円
研修室2	4時間以内	1,030円	1,250円
	超過料金（1時間）	250円	300円
多目的ホール	4時間以内	3,130円	3,760円
	超過料金（1時間）	780円	930円
ちゅう房	4時間以内	620円	830円
	超過料金（1時間）	150円	200円

備考 冬期料金は11月1日から翌年4月末日までとする。

毛陽交流センター

区分	単位	使用料	
		通常	冬期
研修室	4時間以内	1,030円	1,250円
	超過料金（1時間）	250円	300円

備考 略

毛陽交流センター

区分	単位	使用料	
		通常	冬期
研修室	4時間以内	1,540円	1,870円
	超過料金（1時間）	370円	450円

議案第99号 岩見沢市多目的研修集会施設等条例新旧対照表

No. 6

現 行				改 正 後			
実習室	4時間以内	1, 030円	1, 250円	実習室	4時間以内	1, 540円	1, 870円
	超過料金（1時間）	250円	300円		超過料金（1時間）	370円	450円
加工体験室	4時間以内	2, 080円	2, 500円	加工体験室	4時間以内	3, 120円	3, 750円
	超過料金（1時間）	510円	620円		超過料金（1時間）	760円	930円
直売所	1月当たり	37, 700円		直売所	1月当たり	56, 550円	

備考 略

朝日コミュニティ交流センター

区分	単位	使用料	
		通常	冬期
多目的ホール	4時間以内	3, 130円	3, 760円
	超過料金（1時間）	780円	930円
研修室	4時間以内	1, 030円	1, 250円
	超過料金（1時間）	250円	300円
ちゅう房	4時間以内	620円	830円
	超過料金（1時間）	150円	200円
体験工房	4時間以内	1, 670円	2, 080円
	超過料金（1時間）	410円	510円

備考 略

御茶の水交流センター

区分	単位	使用料	
		通常	冬期

改 正 後			
実習室	4時間以内	1, 540円	1, 870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
加工体験室	4時間以内	3, 120円	3, 750円
	超過料金（1時間）	760円	930円
直売所	1月当たり	56, 550円	

備考 略

朝日コミュニティ交流センター

区分	単位	使用料	
		通常	冬期
多目的ホール	4時間以内	4, 690円	5, 640円
	超過料金（1時間）	1, 170円	1, 390円
研修室	4時間以内	1, 540円	1, 870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
ちゅう房	4時間以内	930円	1, 240円
	超過料金（1時間）	220円	300円
体験工房	4時間以内	2, 500円	3, 120円
	超過料金（1時間）	610円	760円

備考 略

御茶の水交流センター

区分	単位	使用料	
		通常	冬期

議案第99号 岩見沢市多目的研修集会施設等条例新旧対照表

No. 7

現 行				改 正 後			
会議室	4時間以内	2, 080円	2, 930円	会議室	4時間以内	3, 120円	4, 390円
	超過料金（1時間）	510円	730円		超過料金（1時間）	760円	1, 090円
休憩室	4時間以内	1, 030円	1, 250円	休憩室	4時間以内	1, 540円	1, 870円
	超過料金（1時間）	250円	300円		超過料金（1時間）	370円	450円
開発研究室	4時間以内	2, 080円	2, 500円	開発研究室	4時間以内	3, 120円	3, 750円
	超過料金（1時間）	510円	620円		超過料金（1時間）	760円	930円
直壳所	1月当たり	37, 700円		直壳所	1月当たり	56, 550円	
加工所1	4時間以内	2, 080円	2, 500円	加工所1	4時間以内	3, 120円	3, 750円
	超過料金（1時間）	510円	620円		超過料金（1時間）	760円	930円
加工所2	4時間以内	2, 080円	2, 500円	加工所2	4時間以内	3, 120円	3, 750円
	超過料金（1時間）	510円	620円		超過料金（1時間）	760円	930円
備考 略				備考 略			

議案第100号　いわみざわ北村温泉施設条例新旧対照表

No. 1

現 行		改 正 後																	
別表（第5条、第11条関係）		別表（第5条、第11条関係）																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>使用料の範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊</td><td>1人当たり <u>5,500円</u></td></tr> <tr> <td>入館 入浴を伴うものに限る。</td><td>1人当たり <u>650円</u></td></tr> <tr> <td> 岩盤浴を伴うものに限る。</td><td>1人当たり <u>1,030円</u></td></tr> </tbody> </table>		種別	使用料の範囲	宿泊	1人当たり <u>5,500円</u>	入館 入浴を伴うものに限る。	1人当たり <u>650円</u>	岩盤浴を伴うものに限る。	1人当たり <u>1,030円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>使用料の範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊</td><td>1人当たり <u>6,820円</u></td></tr> <tr> <td>入館 入浴を伴うものに限る。</td><td>1人当たり <u>800円</u></td></tr> <tr> <td> 岩盤浴を伴うものに限る。</td><td>1人当たり <u>1,260円</u></td></tr> </tbody> </table>		種別	使用料の範囲	宿泊	1人当たり <u>6,820円</u>	入館 入浴を伴うものに限る。	1人当たり <u>800円</u>	岩盤浴を伴うものに限る。	1人当たり <u>1,260円</u>
種別	使用料の範囲																		
宿泊	1人当たり <u>5,500円</u>																		
入館 入浴を伴うものに限る。	1人当たり <u>650円</u>																		
岩盤浴を伴うものに限る。	1人当たり <u>1,030円</u>																		
種別	使用料の範囲																		
宿泊	1人当たり <u>6,820円</u>																		
入館 入浴を伴うものに限る。	1人当たり <u>800円</u>																		
岩盤浴を伴うものに限る。	1人当たり <u>1,260円</u>																		
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>和室（1室当たり）</td><td>3時間4人までにつき <u>3,130円</u> (1時間増すごとに<u>1,030円</u>、1人増すごとに<u>510円</u>)</td></tr> </tbody> </table>		和室（1室当たり）	3時間4人までにつき <u>3,130円</u> (1時間増すごとに <u>1,030円</u> 、1人増すごとに <u>510円</u>)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>和室（1室当たり）</td><td>3時間4人までにつき <u>3,840円</u> (1時間増すごとに<u>1,260円</u>、1人増すごとに<u>620円</u>)</td></tr> </tbody> </table>		和室（1室当たり）	3時間4人までにつき <u>3,840円</u> (1時間増すごとに <u>1,260円</u> 、1人増すごとに <u>620円</u>)												
和室（1室当たり）	3時間4人までにつき <u>3,130円</u> (1時間増すごとに <u>1,030円</u> 、1人増すごとに <u>510円</u>)																		
和室（1室当たり）	3時間4人までにつき <u>3,840円</u> (1時間増すごとに <u>1,260円</u> 、1人増すごとに <u>620円</u>)																		
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>しらかば・かえで・からまつ・こぶし</td><td>3時間6人までにつき <u>2,080円</u> (1時間増すごとに<u>300円</u>、1人増すごとに<u>100円</u>)</td></tr> </tbody> </table>		しらかば・かえで・からまつ・こぶし	3時間6人までにつき <u>2,080円</u> (1時間増すごとに <u>300円</u> 、1人増すごとに <u>100円</u>)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>しらかば・かえで・からまつ・こぶし</td><td>3時間6人までにつき <u>2,550円</u> (1時間増すごとに<u>360円</u>、1人増すごとに<u>120円</u>)</td></tr> </tbody> </table>		しらかば・かえで・からまつ・こぶし	3時間6人までにつき <u>2,550円</u> (1時間増すごとに <u>360円</u> 、1人増すごとに <u>120円</u>)												
しらかば・かえで・からまつ・こぶし	3時間6人までにつき <u>2,080円</u> (1時間増すごとに <u>300円</u> 、1人増すごとに <u>100円</u>)																		
しらかば・かえで・からまつ・こぶし	3時間6人までにつき <u>2,550円</u> (1時間増すごとに <u>360円</u> 、1人増すごとに <u>120円</u>)																		
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>やすらぎ（大人のみ、1人当たり）</td><td>3時間につき <u>510円</u> (1時間増すごとに<u>150円</u>)</td></tr> </tbody> </table>		やすらぎ（大人のみ、1人当たり）	3時間につき <u>510円</u> (1時間増すごとに <u>150円</u>)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>やすらぎ（大人のみ、1人当たり）</td><td>3時間につき <u>620円</u> (1時間増すごとに<u>180円</u>)</td></tr> </tbody> </table>		やすらぎ（大人のみ、1人当たり）	3時間につき <u>620円</u> (1時間増すごとに <u>180円</u>)												
やすらぎ（大人のみ、1人当たり）	3時間につき <u>510円</u> (1時間増すごとに <u>150円</u>)																		
やすらぎ（大人のみ、1人当たり）	3時間につき <u>620円</u> (1時間増すごとに <u>180円</u>)																		
備考																			
1～5 略																			
6 宿泊室を1人で使用する場合は、 <u>1,100円</u> 以内の使用料を加算する。																			

議案第101号 岩見沢市イベントホール条例新旧対照表

No. 1

現 行				改 正 後			
別表（第7条、第15条関係）				別表（第7条、第15条関係）			
		施設使用料				施設使用料	
室名	区分	一般使用	営利又は営業目的 使用	室名	単位	使用料	冬期加算料
		1日につき	1時間につき				
						市民	市民以外
イベントホール		145,200円	12,100円	一般使用の金額の		15,100円	
		59,480円	4,950円	10割増しとす		18,900円	
会議室	第1	3,390円	270円	る。		6,800円	
		750円	60円			820円	
	第2	6,660円	550円			1,030円	
		1,370円	110円			250円	
	第3	6,900円	570円			360円	
		1,370円	110円			80円	
和室	第1	3,630円	290円			700円	
		750円	60円			150円	
	第2	3,630円	290円			740円	
		750円	60円			150円	
講習室		8,290円	680円			390円	
		1,620円	130円			80円	

議案第101号 岩見沢市イベントホール条例新旧対照表

No.2

現 行			改 正 後		
体育室	5,270円	430円	講習室	1時間	870円 180円
	2,630円	210円			
多目的室	13,820円	1,150円	多目的室	1時間	1,600円 330円
	3,010円	240円			
イベン トホー ル・体育人 室	個 小・ 中學 生	3時間につき 150円 (冬期加算料 50円)			
	使 用	高校 3時間につき 200円 (冬期加算料 50円)			
		一般 3時間につき 300円 (冬期加算料 50円)			
備考			備考		
1 使用料の上欄は、室の使用料とし、11月1日から翌年4月末日までの期間は、暖房料として下欄の金額を加算する。			1 11月1日から翌年4月末日までの期間の使用料は、室の使用料に冬期加算料の欄の金額を加算した額とする。		
2 使用者が、許可された使用時間を超えて引き続き使用する場合は、運営に支障がないと認める場合に限り、閉館時間を超えない範囲で使用時間の延長をすることができる。この場合の使用料は、延長時間の1時間当たり（1時間未満は、1時間とする。）の使用料を加算する。			2 営利又は営業目的使用の場合は、使用料（イベントホール及び体育室は、市民以外の使用料）の金額の10割増しとする。		
3 使用時間には、練習、準備、整理等に要する時間を含める。			3 使用者が、許可された使用時間を超えて引き続き使用する場合は、運営に支障がないと認める場合に限り、使用時間の延長をすることができる。この場合の使用料は、延長時間の1時間当たり（1時間未満は、1時間とする。）の使用料を加算する。		
			4 使用時間には、練習、準備、整理等に要する時間を含める。		

議案第102号 岩見沢市公設卸売市場条例新旧対照表

No. 1

現	行	改	正	後
(取扱品目) 第6条 略		(取扱品目) 第6条 略 <u>2 市長は、前項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。</u>		
(卸売予定数量等の公表) 第47条 略 2及び3 略		(卸売予定数量等の公表) 第47条 略 2及び3 略 <u>4 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u> <u>(1) 第6条第2項に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u> <u>(2) 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容</u>		

議案第103号 岩見沢市ワークプラザ条例新旧対照表

No. 1

現 行		改 正 後	
別表（第5条、第7条、第19条関係）		別表（第5条、第7条、第19条関係）	
区分	使用料（1時間につき）	区分	使用料（1時間につき）
講習室	<u>250円</u>	講習室	<u>500円</u>
作業室1	<u>250円</u>	作業室1	<u>500円</u>
作業室2	<u>140円</u>	作業室2	<u>280円</u>
研修室1	<u>840円</u>	研修室1	<u>1,680円</u>
研修室2	<u>390円</u>	研修室2	<u>780円</u>
備考 略		備考 略	

議案第104号 岩見沢市農業委員会委員の定数に関する条例新旧対照表

No. 1

現	行	改	正	後
(定数) 第2条 委員会の委員の定数は、 <u>36</u> 人とする。	(定数) 第2条 委員会の委員の定数は、 <u>33</u> 人とする。			

議案第105号 岩見沢市農産加工施設条例新旧対照表

No. 1

議案第106号 岩見沢市農業技術情報施設条例新旧対照表

No. 1

現	行	改	正	後																																							
(開館時間等)		(開館時間等)																																									
第4条 土壌分析施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、 市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (1) 開館時間 午前9時から午後 <u>5時</u> まで (2) 略		第4条 土壌分析施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、 市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (1) 開館時間 午前9時から午後 <u>3時</u> まで (2) 略																																									
別表第2 (第6条関係)		別表第2 (第6条関係)																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">土壌分析手数料</th> <th colspan="2">手数料の金額（1件につき）</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>市民</th> <th>市民以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化 学</td> <td>(1) 一般分析(4項目診断)</td> <td><u>210円</u></td> <td><u>660円</u></td> </tr> <tr> <td>性</td> <td>(2) 総合分析(16項目診断)</td> <td><u>830円</u></td> <td><u>2,670円</u></td> </tr> <tr> <td>物理性分析</td> <td></td> <td><u>3,000円</u></td> <td><u>9,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	土壌分析手数料		手数料の金額（1件につき）				市民	市民以外	化 学	(1) 一般分析(4項目診断)	<u>210円</u>	<u>660円</u>	性	(2) 総合分析(16項目診断)	<u>830円</u>	<u>2,670円</u>	物理性分析		<u>3,000円</u>	<u>9,000円</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">土壌分析手数料</th> <th colspan="2">手数料の金額（1件につき）</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>市民</th> <th>市民以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化 学</td> <td>(1) 一般分析(4項目診断)</td> <td><u>260円</u></td> <td><u>790円</u></td> </tr> <tr> <td>性</td> <td>(2) 総合分析(16項目診断)</td> <td><u>1,060円</u></td> <td><u>3,200円</u></td> </tr> <tr> <td>物理性分析</td> <td></td> <td><u>3,600円</u></td> <td><u>10,800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	土壌分析手数料		手数料の金額（1件につき）				市民	市民以外	化 学	(1) 一般分析(4項目診断)	<u>260円</u>	<u>790円</u>	性	(2) 総合分析(16項目診断)	<u>1,060円</u>	<u>3,200円</u>	物理性分析		<u>3,600円</u>	<u>10,800円</u>	
土壌分析手数料		手数料の金額（1件につき）																																									
		市民	市民以外																																								
化 学	(1) 一般分析(4項目診断)	<u>210円</u>	<u>660円</u>																																								
性	(2) 総合分析(16項目診断)	<u>830円</u>	<u>2,670円</u>																																								
物理性分析		<u>3,000円</u>	<u>9,000円</u>																																								
土壌分析手数料		手数料の金額（1件につき）																																									
		市民	市民以外																																								
化 学	(1) 一般分析(4項目診断)	<u>260円</u>	<u>790円</u>																																								
性	(2) 総合分析(16項目診断)	<u>1,060円</u>	<u>3,200円</u>																																								
物理性分析		<u>3,600円</u>	<u>10,800円</u>																																								
備考 略		備考 略																																									

議案第107号 岩見沢市農村体験公園条例新旧対照表

No. 1

現 行					改 正 後				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
1 市民農園使用料					1 市民農園使用料				
施設区分	使用基準	使用料 (年間)	使用期間	備考	施設区分	使用基準	使用料 (年間)	使用期間	備考
滞在型市民農園	1区画	ラウベ農園	251,300円	毎年4月1日から翌年の3月31日まで	ラウベ使用に係る光熱水費及び電話料として実費を徴収する。	農園	300,000円	毎年4月1日から翌年の3月31日まで	ラウベ使用に係る光熱水費及び電話料として実費を徴収する。
				毎年4月1日から11月30日まで				毎年4月1日から11月30日まで	
日帰り型市民農園	1区画	1平方メートル当たり200円	毎年4月1日から11月30日まで		日帰り型市民農園	1区画	1平方メートル当たり300円	毎年4月1日から11月30日まで	

注 略

2 施設使用料

施設区分	使用基準	使用料
体験農園	1区画	1,560円

施設区分	使用基準	使用料	備考
農村場	パークゴルフプレー代	小・中学生1人50円	1日当たり
		一般1人150円	

注 略

2 施設使用料

施設区分	使用基準	使用料
体験農園	1区画	2,340円

施設区分	使用基準	使用料	備考
農村ゴルフ場	パークゴルフプレー代	小・中学生1人50円	1日当たり
		一般1人150円	

議案第107号 岩見沢市農村体験公園条例新旧対照表

No.2

現 行							改 正 後						
公 園		用具代	クラブ	1本	150円	1日当たり	公 園		用具代	クラブ	1本	150円	1日当たり
			ボール	1個	50円					ボール	1個	50円	
注 略													
施設 区分	使用料	午前	午後	夜間	1日	備考	施設 区分	使用料	午前	午後	夜間	1日	備考
	等の種 別	9:00~ 12:30	13:00~ 17:00	17:30~ 22:00	9:00~ 22:00			等の種 別	9:00~ 12:30	13:00~ 17:00	17:30~ 22:00	9:00~ 22:00	
土 農 里 産 夢 加 工 館 室	使用料	510円	510円	730円	1,560円	使用料、 暖房料 ともに 1室当 たり	土 農 里 産 夢 加 工 館 室	使用料	760円	760円	1,090円	2,340円	使用料、 暖房料 ともに 1室当 たり
	暖房料	150円	150円	200円	510円			暖房料	220円	220円	300円	760円	
調 理 実 習 室	使用料	100円	100円	100円	200円	使用料 は1人 当たり、 暖房料 は1室 当たり	調 理 実 習 室	使用料	150円	150円	150円	300円	使用料 は1人 当たり、 暖房料 は1室 当たり
	暖房料	100円	100円	150円	360円			暖房料	150円	150円	220円	540円	
工 芸 加 工	使用料	100円	100円	100円	200円	使用料 は1人 当たり、 暖房料	工 芸 加 工	使用料	150円	150円	150円	300円	使用料 は1人 当たり、 暖房料
	暖房料	100円	100円	150円	360円			暖房料	150円	150円	220円	540円	

議案第107号 岩見沢市農村体験公園条例新旧対照表

No.3

現 行							改 正 後						
室						は 1 室 当たり	室					は 1 室 当たり	
会 議 室	使用料	1, 030円	1, 030円	1, 560円	3, 130円	使用料、 暖房料	会 議 室	使用料	1, 540円	1, 540円	2, 340円	4, 690円	使用料、 暖房料
	暖房料	300円	300円	410円	1, 030円	ともに 1室当 たり		暖房料	450円	450円	610円	1, 540円	ともに 1室当 たり
シ ャ ワ 一 室	1回	200円				1回の 使 用 時 間 は 1 5分以 内	シ ャ ワ 一 室	1回	300円				1回の 使 用 時 間 は 1 5分以 内

注 略

3 設備使用料

施設区分	設備	使用料			備考
		午前 9:00~ 12:30	午後 13:00~ 17:00	夜間 17:30~ 22:00	
土里夢	農産加工室	ジュース	2, 500円	2, 500円	3, 760円
		等 製 造 実	1, 030円	1, 030円	1, 560円
		習 設 備			販売用 自家用

施設区分	設備	使用料			備考
		午前 9:00~ 12:30	午後 13:00~ 17:00	夜間 17:30~ 22:00	
土里夢	農産加工室	ジュース	3, 750円	3, 750円	5, 640円
		等 製 造 実	1, 540円	1, 540円	2, 340円
		習 設 備			自家用

議案第107号 岩見沢市農村体験公園条例新旧対照表

No.4

現 行					改 正 後				
館	調理実習室	味噌製造	1回 <u>1,670円</u>	加工量15キログラムまで	館	調理実習室	味噌製造	1回 <u>2,500円</u>	加工量15キログラムまで
	実習設備 (麹から 製造する 場合)		1回 <u>2,300円</u>	加工量30キログラムまで		実習設備 (麹から 製造する 場合)		1回 <u>3,450円</u>	加工量30キログラムまで
	味噌製造 実習設備 (麹持込 みの場合)		1回 <u>830円</u>	加工量15キログラムまで		味噌製造 実習設備 (麹持込 みの場合)		1回 <u>1,240円</u>	加工量15キログラムまで
	麹製造実 習設備		1回 <u>1,460円</u>	加工量30キログラムまで		麹製造実 習設備		1回 <u>2,190円</u>	加工量30キログラムまで
	豆腐、漬物 等製造実 習設備		<u>200円</u> <u>200円</u> <u>300円</u>			豆腐、漬物 等製造実 習設備		<u>300円</u> <u>300円</u> <u>450円</u>	
工芸加工室	ドライフ ラワー加 工設備		1回 <u>100円</u>	乾燥機1台当 たり	工芸加工室	ドライフ ラワー加 工設備	1回 <u>150円</u>	乾燥機1台当 たり	

議案第108号 岩見沢市自転車等の放置の防止に関する条例新旧対照表

No. 1

現	行	改	正	後
<p>(費用の徴収)</p> <p>第13条 市長は、前条第1項の規定により保管した自転等又は前条第3項の規定により保管した自転車等の売却代金を返還するときは、当該自転車等の撤去、保管、売却等に要した費用として、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を当該自転車等の利用者等から徴収するものとする。</p> <p>(1) 自転車 1台につき<u>1, 010円</u></p> <p>(2) 原動機付自転車 1台につき<u>2, 030円</u></p> <p>2 略</p>		<p>(費用の徴収)</p> <p>第13条 市長は、前条第1項の規定により保管した自転車等又は前条第3項の規定により保管した自転車等の売却代金を返還するときは、当該自転車等の撤去、保管、売却等に要した費用として、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を当該自転車等の利用者等から徴収するものとする。</p> <p>(1) 自転車 1台につき<u>1, 210円</u></p> <p>(2) 原動機付自転車 1台につき<u>2, 430円</u></p> <p>2 略</p>		

議案第109号 岩見沢市自転車等駐車場条例新旧対照表

No. 1

現 行				改 正 後			
別表第2 (第6条、第17条関係)				別表第2 (第6条、第17条関係)			
区分	単位	一般	学生	区分	単位	一般	学生
シーズン	1台につき	5, 230円	3, 450円	シーズン	1台につき	8, 620円	5, 170円
冬期保管	1台につき		1, 670円	冬期保管	1台につき		2, 750円
冬期保管 (区分のシーズンと同時に申請した場合)	1台につき		830円	冬期保管 (区分のシーズンと同時に申請した場合)	1台につき		1, 360円

備考 略

備考 略

